

1. 手帳の交付

障がいのある方の手帳は、障がいの種類によって3種類に分かれています。手帳の等級などによって受けられる主なサービスは、「障害程度別該当事業一覧表」を参照してください。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、いろいろなサービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付されることで、各種福祉サービスや手当等の受給手続きの際、証明書の代わりに用いられるなど、援護措置が受けやすくなります。

対象者

福島市内に住所を有し、福島市において下記障がいと判定された方。

- 視覚障害 ●聴覚障害 ●肢体不自由 ●平衡・音声・言語機能障害 ●そしゃく機能障害
- 脳原性運動機能障害 ●心臓機能障害 ●じん臓機能障害 ●呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害 ●小腸機能障害 ●免疫機能障害 ●肝臓機能障害

必要書類

- 身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が作成したもの）
- 診断書・意見書は障がい福祉課でお渡ししているほか、福島市のホームページからダウンロードすることができます

※疾病原因が脳血管障害の場合は、障がい認定の時期は発症の日から3ヵ月経過してからになります。

- 顔写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽・上半身・真正面、普通紙プリント不可）
- マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（巻末資料参照）

手続き

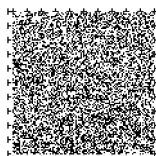
次の場合には、届け出が必要です

区 分	必要なもの
障がいの程度変更、種類の追加	身体障害者診断書・意見書、お持ちの手帳、写真
手帳を紛失、破損または汚損したとき （手帳を再交付します）	写真
住所の変更 （市外転出の場合は、転出先の窓口へお問い合わせください）	お持ちの手帳
氏名の変更	
死亡したとき、障がいに該当しなくなったとき	

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 障がい給付係 電話 525-3796 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課・各支所



療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方に対して一貫した指導、相談を行うとともに、国・県などの援護措置を受けやすくすることを目的として、申請窓口の福島市福祉事務所（市役所）を経由して県知事（福島県障がい者総合福祉センター）より交付されます。

福祉事務所や児童相談所などで相談、指導を受けるときや、各種福祉サービス・手当等の受給手続きの際、証明書の代わりに用いられるなど、援護措置が受けやすくなります。

対 象 者

福島市内に住所を有し、児童相談所、障がい者総合福祉センターにおいて知的障がいと判定された方

必要書類

●申請書

●写真 縦4cm×横3cm（無帽、上半身、真正面）※普通紙プリント不可。

●診断書（検査日が申請日から1年以内）

※18歳以上の方は、原則として福島県障がい者総合福祉センターでの判定が必要です

●マイナンバーを確認できる書類（巻末資料参照）

手 続 き

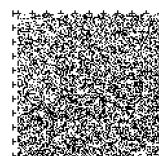
次の場合には、届け出が必要です

区 分	必要なもの
手帳の紛失、破損または汚損 （手帳を再交付します）	写真
住所の変更 （市外転出の場合は、転出先の窓口へお問い合わせください）	お持ちの手帳
保護者の変更	
死亡したとき	
氏名の変更	写真、お持ちの手帳

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 障がい給付係 電話 525-3796 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課・各支所



精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付される手帳です。障がいの程度に応じて、1級から3級までの手帳が、申請窓口の福島市福祉事務所（市役所）を経由して県知事（福島県精神保健福祉センター）より交付されます。

手帳の有効期間は、手帳交付日より2年間です。更新の手続きは有効期限の3ヵ月前から申請できます。

対 象 者

福島市内に住所を有し、精神疾患を有する方のうち、発達障がい・てんかんを含む精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

※主に知的障がいの影響による方は対象外となる場合があります。

必要書類

- 申請書
- 診断書（初診日から6ヵ月以上経過かつ作成日が申請日から3ヵ月以内のもの）
- マイナンバーを確認できる書類（巻末資料参照）
- 身元を確認できる書類（巻末資料参照）
- 写真 縦4cm×横3cm（無帽、上半身、真正面）※普通紙プリント不可。

※精神障がいを事由とする障害年金または特別障害者給付金の受給者は、医師の診断書の代わりに下記の書類を添付することにより申請することもできます

- 年金証書、または特別障害給付金受給資格者証の写し
- 同意書

手 続 き

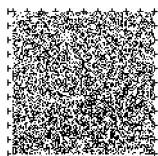
次の場合には、届け出が必要です

区 分	必要なもの
手帳の紛失、破損または汚損 （手帳を再交付します）	写真
住所の変更 （市外転出の場合は、転出先の窓口へお問い合わせください）	お持ちの手帳
氏名、保護者の変更	
死亡したとき	

窓 口

問い合わせ…障がい福祉課 障がい給付係 電話 525-3796 FAX 533-5263

申請窓口…障がい福祉課・各支所



ミライロID

障がいのある方の地域生活における利便性の向上及び心理的負担の軽減を目的に、令和5年3月1日より市有施設使用料等免除の際に障害者手帳のかわりとして株式会社ミライロが提供する障がい者手帳アプリ「ミライロID」が利用可能となりました。

なお、「ミライロID」で免除を受ける際には、マイナポータルとの連携が必要です。

「ミライロID」登録方法

アプリをインストール

アカウントを登録

障がい者 手帳を撮影して申請 ミライロID運営事務局にて審査を行います。

マイナポータルとの連携方法 ※ミライロIDの審査完了後



- ①ミライロIDのアプリから ②「連携する」を押して遷移後の ③3営業日程度でマイナポータル
「マイナポータル」を押します。 サイトの指示に従い操作します。 との連携が完了します。



【福島市公式HP】



【株ミライロHP】

窓 口

問い合わせ… (株) ミライロ

<https://mirairo-id.jp/> (右上のQRコードからアクセスできます)

